

議案第7号

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

我孫子市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<b>第72条第1項</b>の規定に基づき、我孫子市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 会議の任務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 子ども・子育て支援法<b>第72条第1項各号</b>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>（2）及び（3） 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<b>第77条第1項</b>の規定に基づき、我孫子市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 会議の任務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 子ども・子育て支援法<b>第77条第1項各号</b>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>（2）及び（3） 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。